

第 35 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 8 年 5 月 7 日（木） 13 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による農地等の
使用貸借権設定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による農地等の
所有権移転申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 4 報告事項 ①農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

②農地法第 18 条の規定による合意解約通知について

③令和 8 年度の最適化活動の目標設定について
- 5 協議事項 ①村に提出する意見書について

②その他

6 出席農業委員 (10 人)

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	太田和也	唐澤 忠	城田忠志
伊藤良夫	唐澤喜廣		

7 欠席委員

原 聡美			
------	--	--	--

8 議事録署名委員

唐澤 忠	城田忠志
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

10 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	池上裕介	農政係長	千 泰山

事務局	<p>開会前 農政情報報告 会議規則について</p>
伊藤会長代理	<p>開会 現在出席の農業委員数は11名中10名の出席をいただいております。農地利用最適化推進委員の皆さんは全員の出席をいただいております。 農業委員の出席人数が過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、ただ今から第35回農業委員会総会を開会致します。</p>
唐澤会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>以降、会議規則第4条の規定により唐澤会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名委員は、唐澤忠委員と城田忠志委員を指名します。 1 議事 議事に移ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定につきまして、お願いします。</p>
事務局	<p>朗読 上程 1件 3筆</p>
議長	<p>倉田委員より補足説明ありましたらお願いします。</p>
倉田明彦委員	<p>■■■■は、30年前からずっと現住所に住まれており、その間に■■■■の■■■■で実家の田んぼを作られていたんですが、行くだけで40分もかかってしまい、行き来も大変ということで、自宅近くに空いてる農地がないか本人もずいぶん探したみたいですが、たまたま仕事上の関係でここにお住まいの方と話がありまして、私の所も作ってほしいという話になったという流れです。 伊那土地改良区の受益地で白地のところですが、周りは商業施設や住宅もあり、非常に作りにくい所ではありますが、借受人の■■■■にとっては自宅から近く、直線距離で500mも離れていないということです。 ご職業は■■■■をやられてる方で、ご自身でメカニックや営業</p>

	<p>もやりながら、農業もやっており、非常に信用がある方で継続して耕作していただけたと思います。</p>
議 長	<p>番号8-5につきまして、ご質問・ご意見ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>質問等なければ、採決致します。</p> <p>農地利用最適化推進委員は番号8-5につきましてご意見はございますか。</p>
農地利用最適化推進委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>それでは農業委員は、番号8-5につきまして許可相当に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
農業委員一同	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>番号8-5については、許可相当と致します。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について</p> <p>朗読 上程</p> <p>3件 4筆</p>
議 長	<p>番号8-6につきまして、担当地区の小林委員より補足説明がありましたらお願いします。</p>
小林美晴委員	<p>譲受人の■■■■は、■■■■の方でこの度新規でご家族と一緒に家庭菜園規模で野菜を作るそうです。</p> <p>■■■■の仕事をしているそうで、土日と平日に2日ほどしかできませんが、家族の協力でやっていただけるそうです。</p> <p>■■■■は継続不可能のため、■■■■に買っていただくそうです。</p>
議 長	<p>番号8-6につきまして、補足説明いただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>

議長	<p>質問等なければ、採決致します。</p> <p>農地利用最適化推進委員は番号8-6について何か意見はございますか。</p>
農地利用最適化推進委員一同	(特になし)
議長	<p>それでは農業委員は、番号8-6につきまして許可相当に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
農業委員一同	(全員挙手)
議長	<p>番号8-6につきましては許可相当といたします。</p> <p>続いて、番号8-7につきまして、担当地区の唐澤忠委員より補足説明をお願いします。</p>
唐澤忠委員	<p>場所は4ページになります。</p> <p>中央道脇の土地で3年ほど前から■■■■から■■■■が借受けて耕作していたので、今回、買う形になります。</p> <p>昨日申請地を通った時に、ちゃんと耕作されており、きちんと管理できる方ですので問題ないかと思えます。</p>
議長	<p>番号8-7につきまして補足説明をいただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。</p>
委員一同	(特になし)
議長	<p>質問等なければ、採決致します。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、番号8-7につきまして、意見はございますか。</p>
農地利用最適化推進委員一同	(特になし)
議長	<p>それでは農業委員は、番号8-7について許可相当に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
農業委員一同	(全員挙手)
議長	<p>番号8-7については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、番号8-8につきまして担当地区の太田委員より補足説明をお願いします。</p>

<p>太田和也委員</p>	<p>詳細な地図は5ページになります。</p> <p>先ほど説明があったように、申請地は地域計画の区域外ということですが、道路を挟んですぐの北側は全て地域計画内の場所になります。</p> <p>譲渡人の■■■■のお宅が資料のピンク色で表示された部分ですが、そのすぐ南側の小さな畑は譲受人の■■■■がご自身で耕作するという事で説明を聞いています。</p> <p>大きい方の田んぼは、引き続き■■■■に耕作していただけるということで話が決まっているようです。</p> <p>■■■■は現在、ご夫婦で■■■■に住んでおり、これから■■■■のお宅を空き家バンクで買い、住むらしいのですが、ご近所さんからの情報では■■■■宅に今も車があり、まだ引っ越しておりません。</p> <p>ご主人のご実家の■■■■へ帰るといってお話で伺っていますが、まだ引っ越す気配もございませんし、■■■■も引っ越ししてくる気配もありません。</p> <p>■■■■は、生まれも育ちも■■■■の方でご実家がすぐ近くにあるのですが、どういう顛末になっているのか私も細かいところを聞いておりませんが、■■■■からは、売買が終わるようなことを聞いているんですが、事務局で何か聞いていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>太田委員と全く同じ説明を受けています。</p>
<p>議長</p>	<p>売買は完結しちゃっているの？</p>
<p>太田和也委員</p>	<p>売買は進めるということで、■■■■から来ていますが、農業委員会からの許可をもって売買をすることになると思います。</p> <p>なので、まだ売買には至っていません。</p>
<p>議長</p>	<p>少し中途半端な案件ではありますが、ご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>太田和也委員</p>	<p>少し付け加えますが、去年、■■■■のご主人と話をした際に、ご主人は■■■■ではなく実家のある■■■■に行きたかったけど、仕方なく奥さんについてきて十数年この南箕輪村で過ごし、ご近所の方ともほぼ接触がない状況で、ずっと悩まれていたそうなので、■■■■へ帰ることは間違いないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>番号8-8について、他にご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>農業委員会で許可を出せば、売買契約に移行できるから、農業委員会の決定を待っているということですか。</p>

事務局	契約自体は、特に農業委員会の許可は関係ないんですが、法務局で所有権移転の手続きをする時に、農業委員会の許可書がないと手続きができないという形になります。
議長	■■■■からは売ることについて説明を受けているわけですよね。
太田和也委員	売りたいというのは前々から言っておられて、ただ、まだ車があったりと引っ越しはできていないので、現状としては住んでいるけど空き家バンクに登録したというところです。 ただ、家の中は元々とてもあっさりとした感じなので、引っ越しは半日あれば終わるかなという感じです。
議長	空き家バンクに登録してあるんだよね。
太田和也委員	そうです。■■■■は農業を元々やりたいという方で、■■■■に住まわられていたんですが、南箕輪にちょこちょこ見に来ていたところ、■■■■の家が空き家バンクに出ており、農地が隣にあるため決めたようです。
事務局	地域づくり推進課に確認したところ、空き家バンクの売買は成立しているそうです。
議長	空き家の売買は成立しているということだそうですが、番号8-8につきまして、他にご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、採決致します。 農地利用最適化推進委員は番号8-8について何か意見はございますか。
農地利用最適化推進委員一同	(特になし)
議長	農業委員は、番号8-8について許可相当に賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員一同	(全員挙手)
議長	番号8-8につきましては許可相当といたします。 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局

	よりお願いします。
事務局	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 朗読 上程 6件 6筆
議長	番号1と2は私の担当地区ですので、補足説明させていただきます。 詳細の地図は6ページですが、以前、地図の南側1区画を除外して分筆し、もう家が建っており、恐らく人が住んでいると思いますが、今度は、北側に家を建てるにあたって入口がないということで、白地である■■■■の農地を通路分として今回の申請に至ったということです。 この住宅については、上下水道は公共のものを、雨水については宅内浸透で除外になったという物件ですので、問題ないだろうと思いますのでご審議をお願いします。
議長	番号1・2につきましてご質問・ご意見ございますか。
唐澤英樹委員	以前、南側の住宅を建てた時に通路部分をとってありませんでしたか。
事務局	地図の赤い■■■■のところ通路を設けたかったんですが、■■■■がどうしてもその土地を使いたいということで、同じ面積として、■■■■の右側にある通路の一部と農地を交換したということです。
議長	番地1・2につきましてご質問・ご意見ございますかね。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、採決致します。 農地利用最適化推進委員は番号1・2について何かご意見ありますか。
農地利用最適化推進委員一同	(特になし)
議長	農業委員は番号1・2について許可相当に賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員一同	(全員挙手)
議長	番号1・2につきまして、許可相当といたします。 番号3について、担当地区の小林委員より補足説明をお願いします。

小林美晴委員	<p>譲受人の■■■■は譲渡人の■■■■の■■■■で、子どもも大きくなり今、■■■■に住んでいるんですが、手狭になったということで、申請地の土地を宅地にして、住宅を建て、■■■■が近くに住んでいるので、近くで見ていきたいということです。</p> <p>9ページの地図の右側は、先月か先々に住宅を建てるということで承認を行っていただいておりますので宅地になる予定で周りに悪影響はないと思います。</p>
議 長	番号3につきまして、ご質問・ご意見はございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	<p>質問等なければ、採決致します。</p> <p>農地利用最適化推進委員は番号3について何か意見はありますか。</p>
農地利用最適化推進委員一同	(特になし)
議 長	農業委員は番号3について、許可相当に賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員一同	(全員挙手)
議 長	<p>番号3については、許可相当といたします。</p> <p>次に、番号4につきまして担当地区の酒井文代委員より補足説明をお願いします。</p>
酒井文代委員	<p>譲受人の■■■■は、譲渡人の■■■■の■■■■にあたる方で、家を建てたいということで探していたそうです。</p> <p>場所が田畑公民館から南に入っていたところで、周りが住宅ですし■■■■が農機具を置いたり、農地にしたりしていたところですので特に問題はないかと思えます。</p>
議 長	補足説明をいただきましたが、番号4につきましてご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	<p>質問等なければ、採決致します。</p> <p>農地利用最適化推進委員は番号4について何か意見はありますか。</p>

農地利用最適化推進委員一同	(特になし)
議長	農業委員は番号4について許可相当に賛成という方は挙手をお願いします。
農業委員一同	(全員挙手)
議長	番号4については許可相当といたします。 続いて、番号5につきまして、担当地区の伊藤良夫委員より補足説明をお願いします。
伊藤会長代理	13ページの地図をご覧ください。 場所は■■■■の上の方なのですが、譲受人の■■■■は、譲渡人の■■■■の■■■■です。 ■■■■が、■■の家をすぐ近くに作りたいということで、今回申請が上がってきているんですが、1種農地ではありますが、牧場として使っていたところの一部を使用して建てる計画で、面積も少ないので特に問題ないと思います。
議長	番号5につきまして補足説明をいただきましたがご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、採決致します。 農地利用最適化推進委員は番号5について何か意見はありますか。
農地利用最適化推進委員一同	(特になし)
議長	農業委員は、番号5について許可相当に賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員一同	(全員挙手)
議長	番号5については許可相当といたします。 番号6につきまして、担当地区の酒井文代委員より補足説明をお願いします。
酒井文代委員	資料は15ページになります。 斜めに走って接しているのが6号線になり、上には大泉川が流れている所

	<p>です。</p> <p>この6号線の北側の今回の申請地のところは、元々農地の基盤整備したエリアで、6号線の南側は、分譲して田畑の32組になっています。</p> <p>今回は■■■■が■■■■の家を建てる計画ですが、宅地化が進んだ土地ですので特に問題ないと思います。</p>
議長	番号6につきまして補足説明をいただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、採決致します。
農地利用最適化推進委員一同	農地利用最適化推進委員は、何か意見はございますか。
	(特になし)
議長	農業委員は番号6について許可相当に賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員一同	(全員挙手)
議長	番号6につきまして、許可相当といたします。
	2 報告事項
	①農地法第3条の3の規定による届出について事務局よりお願いします。
事務局	報告事項① 農地法3条の3の規定による届出について報告 4件 9筆
議長	農地法第3条の3の規定による届出についてご質問・ご意見ございますか。
唐木義秋委員	8-5ですが、相続して田んぼを3枚もらったんですね。 ですが、あっせんの希望はなく、相続人の■■■■は■■■■ということだそうですが、どうなっているのでしょうか。
事務局	番号8-5の3枚につきましてですが、今、■■■■の方に田んぼを中間管理で貸している土地になりますので支障はないかと思います。
議長	他にご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)

議 長	質問等なければ、採決致します。 農地利用最適化推進委員は報告事項①について、何かご意見ございますか。
農地利用最適化推進委員一同	(特になし)
議 長	農業委員は報告事項①について受理することに賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員一同	(全員挙手)
議 長	報告事項①については、受理といたします。 続いて、報告事項② 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について事務局よりお願いします。
事 務 局	報告事項② 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について報告 8 件 22 筆
議 長	報告事項②につきまして説明をいただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等なければ、採決致します。 農地利用最適化推進委員は報告事項②について何か意見はございますか。
農地利用最適化推進委員一同	(特になし)
議 長	農業委員は、報告事項②について受理することに賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員一同	(全員挙手)
議 長	報告事項②については受理といたします。 続いて、報告事項③ 令和 8 年度の最適化活動の目標設定について事務局よりお願いします。
事 務 局	資料は 19 ページからとなります。 皆さんにも何回か見ていただき、令和 8 年度の最適化活動の目標設定とい

<p>議 長</p>	<p>うことで、長野県農業会議の方にも確認を取りまして、内容を点検し、特に問題ないということなので、今年度についてはこの目標でホームページに掲載するとともに、県に提出する予定となっておりますのでご確認ください。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>この内容をもって県に報告するというごさいますのでお願いをいたします。</p> <p>3 その他</p> <p>①村に提出する意見書についてお願いします。</p>
<p>征矢農政部会長</p>	<p>資料の22ページからになりますが、農政部会でたたき台ということで検討してきたものを、今度は農業委員会として見ていただきたいということで今回の資料になります。</p> <p>内容は24ページからになりますが、今年度の意見は、なるべく項目を絞って出そうという意見があり、全部で三つの項目になります。</p> <p>一つ目が遊休農地対策について、二つ目は基盤整備について、三つ目は不法投棄についてを意見として提出する予定ですが、検討する中でいろんな意見があったため、各項目下段の箇条書きで言いたいことを盛り込んでいます。</p> <p>一つ目の遊休農地対策については、相続未登記農地や所有者不明農地への対応強化および相続登記義務化に関する村独自の周知・相談体制の整備を行うことで、相続が行われず、遊休農地になっていることが多いということと、相続については農地以外の問題も含んでいるということ、これも村にお願いしていこうとなっております。</p> <p>それと併せて出てきたのが、宅地化された中にある小規模農地は耕作しづらいため、農地や農園などにし、家庭菜園が可能な農地として生かしていこうということを進めたいことが入っております。</p> <p>また、農地を守る意識の醸成ということでも、農業に触れる機会を増やしてもらいたいということをお願いしようとしています。</p> <p>二つ目の基盤整備については、以前から特に大規模にやってる農家の人にとっては、切実なお願いのところもあり、これは絶対外せないということで2番に挙げております。</p> <p>区画拡大については担い手が活用しやすいようにという村として何とか整備を実施してもらいたいところと、財政的支援や負担軽減策についても講</p>

	<p>じてもらいたいというお願いを挙げてあります。</p> <p>三つ目に不法投棄についてですが、今回、農業委員会の中でも2ヶ所ほど耕作放棄地の中で、不法投棄されている農地を見ており、何とかしたいという思いがあったのをここに挙げております。</p> <p>村の不法投棄も、景観から始まり、道路脇や空き家のところなど、農地以外でもいろんな不法投棄があるので、村が主体となって、不法投棄の防止および早期発見・早期撤去対策や悪質な不法投棄について対応をお願いしたいこと、罰則強化の問題も含めて挙げております。</p> <p>農政部会としては、このような形ですが、足りないことなど何かあれば意見ををお願いします。</p> <p>また、これで良ければ確定版にしたいと思えますし、もし、追加が必要だということがあれば、事務局に伝えていただき、会長も含め、農政部会や私の方でも検討しますので、その場合は次回確定版という形で出し、意見書にしていきたいと考えております。内容については以上です。</p>
議 長	<p>農政部長から次回という話もありましたが、いつまでにまとめればいいですか。</p>
事 務 局	<p>期限はないですが、今期の委員さんの意見として提出したいので、今期の委員さんたちがいてくださる6月中にはと思っております。</p> <p>そうなると、最後に協議できるのが次の総会になってしまいますが、村長もお忙しいと思うので、できれば今日か5月中か、もし修正があれば、書面等によって決議というパターンもあるかなと思います。</p>
議 長	<p>6月5日の農業委員会の総会でもいいの？</p>
事 務 局	<p>村長の日程を確保できればとなります。</p>
事務局長	<p>毎年、最終年に村長に直接意見書を渡していると思います。</p> <p>村長は6月に議会もありますし、議会の研修に同行するなどなかなか日がないんですが、予定を見ると6月15日の週辺りで設定できるかなと思いますが、そこで提出できるような形で考えると、6月最後の総会時に確定版で皆さんの承認が得られれば間に合うと思います。</p> <p>ですので、タイムリミットとしてはやはり次回の総会時に確定させていただく必要があるかと思えます。</p>
議 長	<p>局長から補足説明いただきましたが、今の段階で、征矢部会長から報告いただいた意見書の内容について、つけ加えた方がいいなど気が付かれたらお願いしたいと思いますが、この場で考えがつかないと思いますので、次</p>

	<p>回の6月5日の農業委員会の総会で最終決定ということにしたいと思しますので、それまでに付け加えることがあれば事務局に言っていただき、事務局でそれを基にして委員会の最終版ということで、6月5日に最終決定をしていくという方向で取り組んでいると思います。よろしく願いをいたします。</p>
事務局	<p>先ほどの意見書ですが、総会前に議案と一緒に送った方がいいですか。</p>
議長	<p>大変かもしれませんが、議案書と一緒に送付していただいて、みなさんに一読していただき指摘があれば提出するというようお願いいたします。</p>
征矢農政部会長	<p>締切はいつにしますか。</p>
事務局	<p>転用などの申請が20日締めなので、20日くらいにさせていただけると助かります。</p>
議長	<p>では、意見がある方は20日までをお願いします。</p>
小林美晴委員	<p>②その他 地区の草刈り問題について</p>
議長	<p>以上をもちまして、議長の職を解かさせていただきます。</p>
伊藤会長代理	<p>閉会 以上をもちまして第35回南箕輪村農業委員会総会を閉会します。 (15時00分 終了)</p>
	<p>以上、第35回農業委員会総会 議事録に相違ない事を証明します。 令和 8 年 5 月 27 日</p>
	<p>議長 <u>唐澤 幸廣</u></p>
	<p>議事録署名委員 <u>城田 忠志</u></p>
	<p>議事録署名委員 <u>唐澤 忠</u></p>

